

1. 令和6年漁期島根県沖合海面における小型いか釣漁業許可（県外船）の制限措置

区分		内 容
小型 いか 釣漁業	漁業種類	小型いか釣漁業
		小型いか釣漁業（けんさきいか、やりいか）
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び総トン数又は漁業者の数	10トン以上30トン未満の船舶：260隻 5トン以上10トン未満の船舶：113隻
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	島根県沖合海面
	漁業時期	5月1日から翌年4月30日まで
	漁業を営む者の資格	(1)又は(2)に該当する者 (1)前年度において知事の許可を受け、この漁業を誠実に営んだ実績を有する漁業者 (2)北海道、青森県、岩手県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、兵庫県、鳥取県、山口県、佐賀県又は長崎県内に住所又は主たる事務所を有し、島根県と関係道県との間で調整が図られている漁業者

2. 令和6年度島根県沖合海面における小型いか釣漁業許可（県外船）の許可又は起業の認可を申請すべき期間

(ア) 令和6年2月16日から令和6年3月15日まで

(イ) 令和6年3月16日以降については、島根県と関係道県との間で調整が図られた日から2週間程度